

急傾斜地での重労働が多い林業の労力軽減の取組の一つとして、前号ではドローンによる苗木運搬の実証試験について御紹介しましたが、今回は、労働強度の軽減を目的に行った「アシストスーツ」のモニタリングについて御紹介します。

発行 令和6年3月28日
盛岡広域振興局林務部

林業作業におけるアシストスーツのモニタリング

機械化が進んでいる林業ですが、植林や下刈りなど機械化が難しく、人力に頼らざるを得ない作業も多いため、盛岡広域振興局林務部では、労働強度の軽減を図ることを目的として「アシストスーツ」のモニタリングを実施しました。

モニタリングに使用したアシストスーツは、肩ベルトに腕を通してジャケットのように着た後、腰ベルトと膝ベルトを締めることによって、背骨と腰を理想的な姿勢へ誘導し、背中や腰にかかる大きな負担を軽減するものです。また、事業者が導入しやすいように低価格で軽いものを選びました。

管内の林業事業者や原木シイタケ生産者に御協力いただき、植林、下刈り（刈払い機、手刈り）、シイタケほだ木の運搬、薪生産、山林調査など様々な作業時にアシストスーツを装着し、使用感や軽減効果についてアンケートを行いました。

その結果、前屈姿勢での作業や屈伸を繰り返す作業での疲労感の軽減、腰痛や膝の痛みの改善が認められましたが、刈払い機のように体をひねる作業では、アシストスーツの構造上体感できる程の効果は、認められませんでした。

また、サイズが合わなかったり、装着方法が正しくなかったりすると効果がほとんど認められないため、最適なサイズを正しく装着することが重要です。



アシストスーツの装着状況

下刈り（手刈り）

山林調査

福祉の窓

林業の皆様に福祉の制度や取り組みをお伝えするコーナー。

「障害者差別解消法」^{※1}により障がいのある方への「合理的配慮」が求められています。この法律では、正当な理由なく、障がいのある人に対する差別が禁止されています。

令和6年4月1日から事業者による「合理的配慮」が義務化されます。

合理的配慮とは？

※1 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。

障がいのある人から、何らかの助けを必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

合理的配慮の具体例

障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。



障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める。



自分で書くのが難しいので代わりに書いてほしいと伝えられた時にその人の意思を十分確認しながら代わりに書く。

意思を伝えあうために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



障害者差別解消法についての詳細は「内閣府 障害者差別」ホームページをご覧ください。

【問合せ先】盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課
電話：019-629-6576 Fax：019-629-6579

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>